

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

当商工会近郊の災害発生状況および想定される災害発生情報は、宮田村が策定した宮田村ハザードマップ(2019年3月更新版)及び、J-SHIS(防災科学技術研究所)が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

(1) 災害発生リスク

(1) - 1 宮田村の位置と拡大図



上伊那郡の中央部に位置する宮田村は、東西11キロメートル、南北3.8キロメートル。太田切川左岸の扇状地である平野部と、中央アルプス駒ヶ岳に至るまでの深い山地からなっている。北東に向かって緩やかに傾斜していた平野部は、太田切川と小田切川、大沢川によって開析され、河原とその間の2本の細長い台地に分かれ、山麓には幾つかの小さな扇状地が発達している。

(1) - 3 地震 (J-SHIS (日本防災研究所) 2020 年版データを引用する)

宮田村の位置と活断層の分布



図-3 宮田村周辺の活断層分布

宮田村周辺の断層帯分布は、村内を南北に木曽山脈西縁断層帯主部北部が横断、西側には伊那谷断層帯主部も南北に縦断し、断層帯が集中している地域となっている。

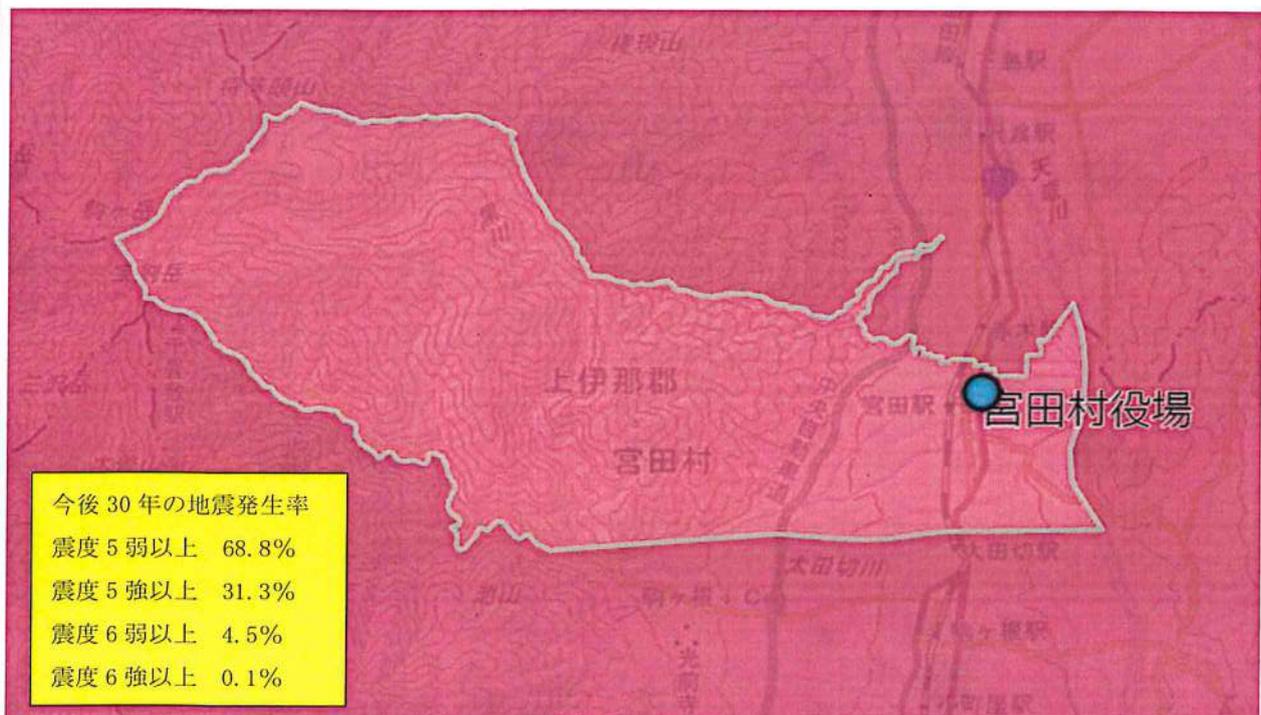


図-4 宮田村周辺の震度確率分布

宮田村地域の震度予測 [30年 震度5弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図]

(1) - 4 感染症・サイバー攻撃 その他自然災害以外

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当村においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。商工会が果たす地域へのサービス機能を維持する為にも【感染症に備えた事業計画】を策定し普段の準備を行う必要がある。また、災害に備える取り組みのほかに、情報漏洩や不正アクセスなど情報セキュリティやサイバーリスク対策に関する備えも重要で、準備していく必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 410人 (企業統計調査)
- ・小規模事業者数 304人 (企業統計調査)

表1 商工業者の業種別内訳 (出典 長野県商工会の概要データ編 令和5年4月1日現在)

| | 建設業 | 製造業 | 卸売業 | 小売業 | 飲食店 宿泊業 | サービ ス業 | その他 | 合計 |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|
| 管轄内 事業総数 | 49 | 76 | 13 | 71 | 37 | 131 | 33 | 410 |
| (内)小規模 事業者数 | 47 | 47 | 2 | 68 | 25 | 91 | 24 | 304 |
| 立地状況 | 村内 広域に 分散 | |

(3) これまでの取組

ア 宮田村の取り組み

- ・宮田村地域防災計画の見直しと防災体制の整備

住民生活に甚大な被害を及ぼす恐れのある大規模な災害に対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とし、「風水害等対策編」「震災対策編」「原子力災害対策編」「その他の災害対策編」から構成される防災計画を立てた。また、防災体制強化のため専門員の配置を行った。

- ・ハザードマップの更新及びマイタイムラインの作成への広報

土砂災害や洪水、地震などの災害時に備えて注意する点や被害を最小に抑えることを目的として、避難事前準備時間する情報をまとめた宮田村ハザードマップ（土砂災害、洪水、地震）を作成し、広報も行っている。

- ・自主防災組織の充実
- ・施設・機材等の整備
- ・耐震化の推進

- ・応急体制の確立
- ・総合防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・本部体制の強化（専門員の配置）

イ 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・商工会が実施する防災訓練への参加及び協力

ウ 防災に関する情報提供

- ・防災行政無線
- ・宮田村ホームページ
- ・Lアラートによるエリアメール
- ・「リアルタイム被害予測 cmap」を活用した情報提供

エ 防災備蓄品

村では災害のおそれ又は災害の発生により、避難所へ避難した住民に対して緊急に必要な食料確保に努めている。生活必需品としてはおむつやナプキンなどで、全ての必需品が揃っている訳ではない。今後は避難所運営に必要な資機材などの備蓄品の確保を行っていくとともに、民間事業者及び他自治体等との協定締結により、災害時に必要な物資を速やかに調達できる体制の整備に努めていく。また、物資調達・輸送調整支援システムの活用により他市町村等の支援の迅速化や広域連携を行っていく。

オ 感染症の対策

感染症対策については、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、平時から防災担当部署と健康福祉担当部署が情報共有を図るとともに、県等の関係機関と連携し、感染症が蔓延した際の対応や体制の整備に努めている。

また、避難所においては新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに基づき、避難所運営マニュアルに感染予防対策を定め、災害発生時の感染拡大防止を図っている。

2. 課題

- ・平時、緊急時の対応について、ノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンスとして保険の必要性を周知するなどが必要である。

3. 目標

- ・村内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と宮田村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また村内において感染症発生時には速やかに拡大措置を行えるよう、組織内における体制関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和6年2月1日～ 令和10年3月31日)

事業継続力強化支援事業の内容

当会と宮田村の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 令和5年に策定した「宮田村商工会危機管理マニュアル」(Ver. 1) について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や村広報、ホームページ、メールマガジン等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和5年に宮田村商工会 危機管理マニュアル (Ver. 1) を作成

ウ 事業者BCP策定等に向けた関係団体と連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催等

エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・宮田村事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

オ 当計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強以上の地震・台風・豪雨）が発生したと仮定し、宮田村との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時は、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に予め決めてある安否確認システムにより、役職員及び家族の安否確認を行う。SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と宮田村で共有する。
- ・安否確認の責任者は、安否確認を踏まえ出勤勤務可能人員を把握する。
- ・被害状況の確認者は、商工会業務継続にかかる家屋、設備の被害状況を把握する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、宮田村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・当商工会と宮田村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員が被災し応急対策ができない場合に備え、役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

| 被害規模 | 被害の状況 |
|-----------|---|
| 大規模な災害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」・「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認が出来ない |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で「屋根瓦・看板が飛ぶ」・「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない |

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

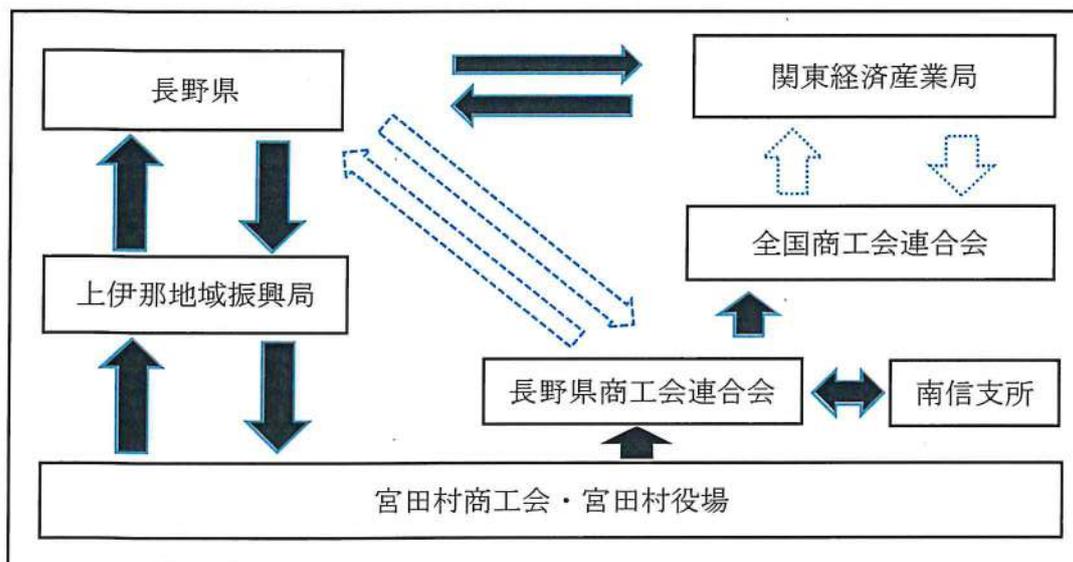
- ・本計画により、当会と宮田村は以下の間隔で被害状況等を共有する。

| | |
|----------|--------------|
| 発生後～数日間 | 1日に最低1回共有する。 |
| 数日後～1か月後 | 1日に最低1回共有する。 |
| 1か月後 | 2日に1回共有する。 |

- ・宮田村で取りまとめた「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発言を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、地区内の中小企業の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止する為、被害地域での活動を行う事について決める。
- ・当会と宮田村は被害状況の確認方法や被害額（合計・建物・設備・商品等）の算定方法について予め確認しておく。
- ・当会と宮田村が共有した情報を、宮田村から長野県上伊那地域振興局商工観光課へ報告する。※急を要する場合は県担当課又は関東経済産業局が直接、情報収集を行う事がある。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

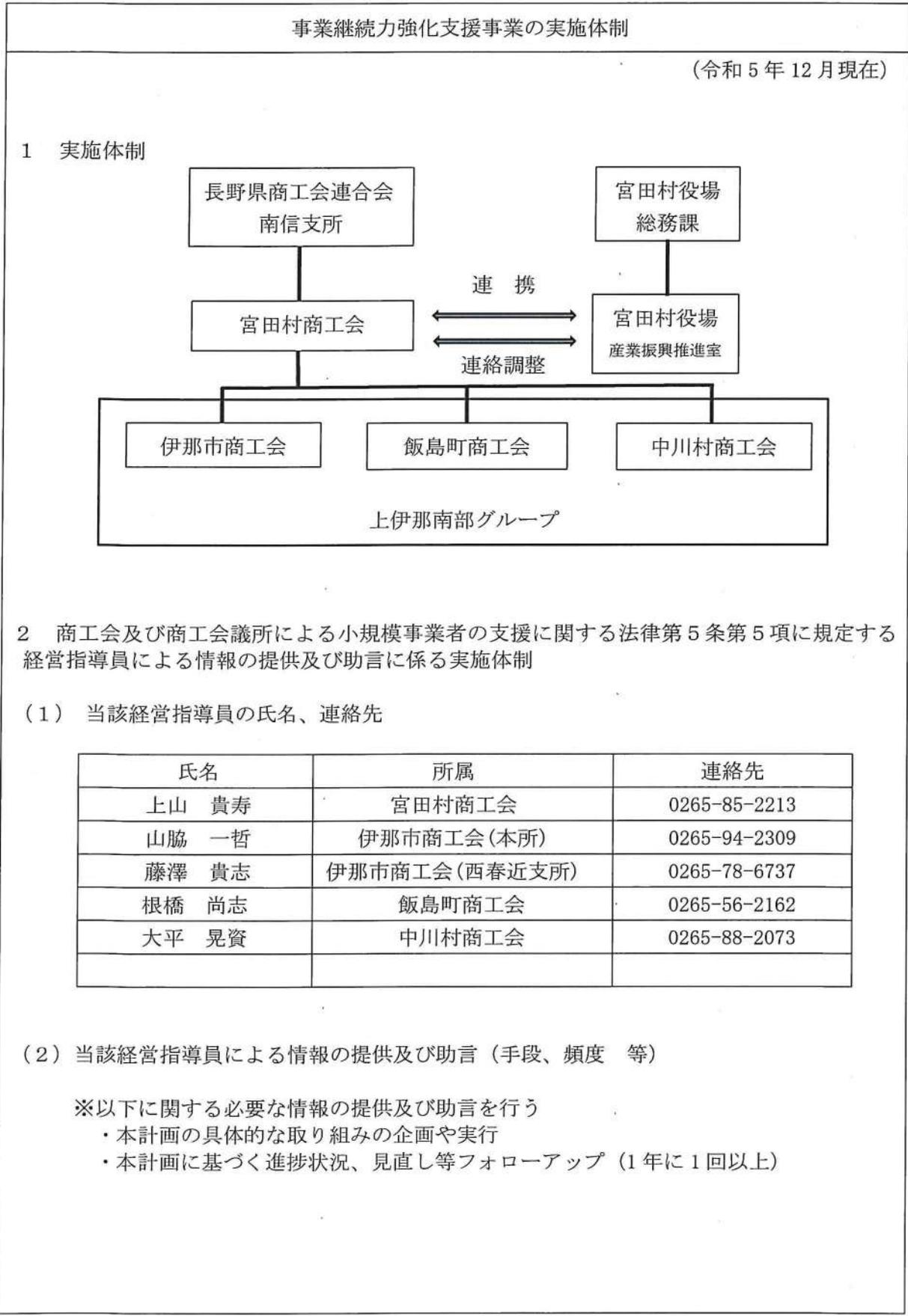
- ・相談窓口の開設方法について、宮田村と相談する。（当会は国の依頼を受けた場合は特別相談など窓口を設置する。）
- ・安全が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の区域からの応援派遣等を連携する商工会及び長野県商工会連合会に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



3 商工会、関係市町村連絡先

(1) 商工会

宮田村商工会

〒399-4301 長野県上伊那郡宮田村 86-1
TEL 0265-85-2213 / FAX 0265-85-4916
e-mail miya@miyada.or.jp

伊那市商工会

〒396-0211 長野県伊那市高遠町西高遠 1678-1
TEL 0265-94-2309 / FAX 0265-94-4160
e-mail takato@silver.plala.or.jp

伊那市商工会 (西春近支所)

〒399-4431 長野県伊那市西春近 5140-3
TEL 0265-78-6737 / FAX 0265-78-5799
e-mail nisiharutika@s5.dion.ne.jp

飯島町商工会

〒399-3702 長野県上伊那郡飯島町飯島 1431-4
TEL 0265-86-2162 / FAX 0265-86-3064
e-mail info@iijima-s.jp

中川村商工会

〒399-3801 長野県上伊那郡中川村大草 4033-1
TEL 0265-88-2073 / FAX 0265-88-3756
e-mail info@nakagawa-sci.com

長野県商工会連合会南信支所

〒395-0034 長野県飯田市追手町 2-678
TEL 0265-24-8406 / FAX 0265-21-2303
e-mail nanshin@nagano-sci.or.jp

(2) 関係市町村

宮田村役場

〒399-4392 長野県上伊那郡宮田村 98
TEL 0265-85-3181 (代) / FAX 0265-85-4725

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

| 1 必要な資金の額 | | | | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| 必要な資金の額 | 150 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| ・ 専門家派遣費 | 50 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・ 協議会運営費 | 25 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・ セミナー開催費 | 25 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・ パンフ・チラシ作成費 | 25 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・ 防災等備蓄 | 25 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・ 備蓄品等 | | | | | |

(単位 千円)

2 調達方法

- ・ 会費収入、長野県補助金、宮田村補助金、事業収入 等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| | |
|---|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 長野県火災共済協同組合 | 長野県中御所岡田 53-7 長野支店 支店長 植月 道雄 長野市大字中御所岡田町 131-10 理事長 柏木 昭憲 |
| 連携して実施する事業の内容 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 ・自然災害等のリスク及びその影響を軽減させる為の取組みや対策の周知・説明を行う。 ・小規模事業者に対し、BCP 策定（事業継続力強化計画等）による実効性のある取組み支援等を行う。 ・BCP 策定の為の策定支援を実施する。 | |
| 連携して事業を実施する者の役割 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・損害保険の見直し ・被災時の復旧に必要な費用算定 ・事業継続の為の運転資金の試算 ・BCP セミナーの開催 | |
| 連携体制図等 | |
| | |